

介護サービス基盤整備（地域密着型サービス指定に係る運用の変更）について

1 変更の趣旨

市が指定・指導監督権限を有する地域密着型サービス事業を実施するためには、市が指定をし、6年毎に指定更新を行う必要がある。

これまでは、一度廃止または失効（6年毎に指定更新が必要）した後、再度同一施設において同一事業を実施したい旨申出があっても、当該介護保険事業計画期間中に整備予定がなかった場合認めてこなかった。また、当該計画期間中に整備予定があった場合、公募を行った上で、地域密着型サービス選定委員会にて選定されれば指定する扱いとしていた。

しかしながら、昨今想定していなかった、施設の廃止・失効が発生していること、また介護ニーズに柔軟に対応するため、廃止・失効した施設を使用し事業を開始する場合は、事業開始を認めるものとする。（要介護認定者数は、令和17年頃を境に減少に転ずると推計しており、新たに事業所を整備するのではなく、既存の施設を活用した整備を行うこととするもの。）

以上を踏まえ、地域密着型サービス指定に係る運用については次のとおりとする。

2 変更内容

前計画期間中に廃止または失効した事業所において、現計画期間中の再開については、サービスの質と適正な運営を確保するため、地域密着型サービス選定委員会に諮った上で指定するものとする。

（例：第8期（R3～5）計画期間中に廃止・失効した場合でも、第9期（R6～8）計画期間中までは再度の事業実施を認める。）